

# 朝日町への移住(Uターン含む)・定住で30万円を支給します！

## ～朝日町若者移住・定住支援事業～

### ■支給内容

年額10万円分の地域商品券を最大3年分(総額30万円)支給します。  
※原則として1年に2回に分けて交付(1回5万円分)。

みんなからの申請  
待ってるよ～♪



### ■支給対象者

以下の①～⑩すべてに該当する方

- ①30歳未満。
- ②町内に居住実態があり、住民登録を行っている方。
- ③中学校や高校、専門学校、大学等を卒業または中途退学してから5年以内の方。
- ④令和3年4月1日から令和6年3月31日までの期間に就業(就職(アルバイトやパートを含む)、就農、起業)し、現在も就業している方。
- ⑤公務員、地域おこし協力隊等でない方。
- ⑥朝日町奨学金返還支援事業または地方創生移住支援事業による支援を受けていない方。
- ⑦日本人、または外国人で「定住者」または「永住者」の在留資格を有する方。
- ⑧町税等を滞納していない方。
- ⑨過去にこの制度に基づく支援を受けたことがない方。
- ⑩暴力団及び暴力団関係者でない方。

### ■対象者の例

- 例① 令和4年3月31日に高校を卒業し、朝日町に居住して、町内外問わず就業(就職、就農、起業)した。
- 例② 令和2年3月31日に大学を卒業し、令和2年4月1日から令和5年3月31日まで県外の企業で勤務。その後、退職して朝日町に住所を移し、寒河江市の企業に令和5年4月に就職し、朝日町から通勤している。

### ■申請方法

下記QRコードから町HPへアクセスし、申請様式をダウンロードのうえ、必要事項を記入し、添付書類を添付して提出してください。

◆町ホームページURL

<https://www.town.asahi.yamagata.jp/portal/attraction/ijukankei/7407.html>

### ■申請期間

令和6年3月31日まで随時

二次元バーコードはこちらから♪



### ■提出先及び問合せ先



政策推進課地域振興係

TEL : 0237-67-2112 FAX : 0237-67-2117

E-mail : [chiikishinkou@town.asahi.yamagata.jp](mailto:chiikishinkou@town.asahi.yamagata.jp)

